平成２４年（フ）第１０８号
埼玉県深谷市岡部2324番地　サンハイツＡ棟205号
債務者　藤田　　崇
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６０号
埼玉県行田市大字小針78番地27
債務者　古屋祐美子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０６号
千葉市中央区亥鼻３丁目４番６号　ビューラヤザワ202号
債務者　白石　賢吾
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目４番11号　グリーンハウス103号
債務者　畠山　康孝
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１５２号
相模原市南区御園３丁目34番４号
債務者　手塚　千穂
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１５３号
相模原市南区麻溝台８丁目22番17号　アネックス103
債務者　菅原　満雄
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１５４号
相模原市南区麻溝台８丁目22番17号　アネックス103
債務者　菅原　金子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６３号
新潟市西区坂井東３丁目25番６号
債務者　中野　竜太
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
新潟市西区坂井東３丁目25番６号
債務者　中野　翔太
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６８号
新潟市西区金巻1024番地、前住所東京都杉並区和田３丁目62番４号　山主ビル203号
債務者　加納　英二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
岐阜県土岐市肥田町肥田556番地の３
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２７号
愛知県一宮市富塚162番地１
債務者　宮田由貴美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９１号
京都市北区西賀茂角社町50番地２　西賀茂マンション101
債務者　善積　康男
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
京都市西京区樫原釘貫62番地　清水マンション東Ａ―107
債務者　橋本　麻裕
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
京都府長岡京市久貝３丁目１番14号　長岡ロイヤルパレスＡ306
債務者　大島　　力
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３１号
京都市東山区東大路五条下る慈法院庵町583番地２
債務者　ｊｏｙｆｕｌＪＯＹこと小村真貴子こと　小村　京子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５４０号
京都市山科区厨子奥若林町28番地　モンシャトー203
債務者　畑中　昌子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係